

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正について

1 提案理由

行政文書の開示を請求する権利の濫用を禁止する規定を設けるとともに、当該権利の濫用に当たる請求があった場合の手続を定めるため、条例の一部を改正します。

2 一部改正する条例該当部分の新旧対照表

改正後の条例（案）	現行の条例
<p>(開示請求権)</p> <p>第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。</p> <p><u>2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。</u></p> <p><u>3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。</u></p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。</p>
<p>(開示請求の手続)</p> <p>第6条 前条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>（第1号から第3号まで及び第2項省略）</p>	<p>(開示請求の手続)</p> <p>第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>（第1号から第3号まで及び第2項省略）</p>
<p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第10条（第1項省略）</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（<u>第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。</u>以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第10条（第1項省略）</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>

3 施行日

規則で定める日から施行します。

【理由】濫用禁止規定の運用基準を定めるに当たって「横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱」に基づく意見公募を実施するため。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の
改正について

答 申

平成21年12月

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

答申にあたって

横浜市では、平成12年に横浜市の保有する情報の公開に関する条例が施行されてから9年余りが経過しています。

近年、条例に定められた開示請求者の責務に反すると思われる請求が繰り返されていることを受けて、当審査会では、条例の運用に係る課題を検討し、本年7月に「行政文書開示請求権の適正な利用について（意見）」と題する意見書を市長に提出したところです。

このたび、市長から、意見書の内容を踏まえて条例に開示請求権の濫用禁止を規定することについて諮問を受けました。

そこで、当審査会では、鋭意検討を進め、審査会としての検討結果が得られたので、答申いたします。

平成21年12月3日

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三 辺 夏 雄

目 次

- 1 開示請求権の濫用禁止規定について 1
- 2 濫用請求に対する拒否処分について 2

資 料

- 1 諮問書 3
- 2 横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿 4
- 3 審議の経過 5
- 4 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 6

1 開示請求権の濫用禁止規定について

権利濫用を禁止する規定を条例に明記すべきである。

〔説 明〕

本市の情報公開制度は、条例第 1 条にあるとおり市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、公正で民主的な市政の推進に資することを目的としている。

本年 7 月に市長に提出した意見書でも述べたように、開示請求権は、その権利行使を通じて条例第 1 条の目的が実現されるために創設されたものであり、開示請求者には条例の目的に即して開示請求権を適正に行使する責務がある。そして、このような開示請求者の責務に反した請求の中でも、単に不適正であるということにとどまらず情報公開制度の趣旨から著しく逸脱した請求については、権利濫用の法理を適用できる場合があると考えられる。

権利濫用の法理は法の一般原則であり、条例に明文の規定がなくても適用することはできる。しかし、情報公開制度は、何人に対しても請求理由を問わずに開示請求権を認めており、また、実施機関が保有する行政文書のほとんどが請求対象となり得るため、その権利行使の態様によっては、制度趣旨に反する請求が容易になされて実施機関の他の行政事務の遂行に支障をきたす事態を招きやすいという面を持っている。また、現に実施機関が権利濫用の法理により不適法と判断した開示請求もいくつか当審査会に報告されているところである。

このような点を踏まえると、

- 1 開示請求権といえども無制限に認められるものではなく、開示請求者はその権利を濫用してはならないことを条例上明確にすること、
 - 2 権利濫用に該当する開示請求に対して実施機関が当該請求を拒否する条例上の直接の根拠になること、
- から、開示請求権の濫用を禁止する旨を条例に明記すべきである。

2 濫用請求に対する拒否処分について

権利濫用に該当する開示請求は拒否することができること、及びそのような開示請求に対しては非開示決定をすることを条例に明記すべきである。

〔説 明〕

開示請求がなされ、最終的に当該請求が権利濫用に該当すると判断された場合には、実施機関は当該請求を不適法なものとして拒否することができると考えられるので、その旨を条例に明記すべきである。

また、権利濫用に該当する請求がなされた場合の具体的な手続を条例上で定めておくことが必要である。条例第9条では、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにすることができないときに当該請求を拒否することができることとされ、同第10条第2項において、第9条の拒否処分は非開示決定に含むこととされている。

そこで、権利濫用に該当する請求に対しても、条例において拒否することができる旨を規定した上で、同第10条第2項の非開示決定に含むこととすべきである。

なお、本年7月に市長に提出した意見書でも述べたが、実施機関が開示請求に対して権利濫用に該当するとして非開示決定をした場合には、遅滞なく当審査会に報告すべきであると考えらる。

市市情第 899 号
平成 21 年 11 月 24 日

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三辺 夏雄 様

横浜市長 林 文子

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の改正について（諮問）

本市において、近年、情報公開制度の趣旨に反するような請求が繰り返し行われていることから、貴審査会におかれましては、制度趣旨を踏まえた条例の適正な利用を図るため、運用上の課題をご議論いただき、平成 21 年 7 月に意見書「行政文書開示請求権の適正な利用について（意見）」をご提出いただいたところです。

意見書の内容を踏まえ、情報公開制度の健全な運用を図るとともに、あわせてこのような権利濫用的な開示請求に、適切に対応していく必要があります。

そこで、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 22 条第 2 項に基づき、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に開示請求権の濫用禁止を規定することについて諮問します。

横浜市情報公開・個人情報保護審査会 委員名簿

氏 名	職 名
三 辺 夏 雄	東亜大学通信制大学院教授
藤 原 静 雄	筑波大学大学院教授
金 子 正 史	同志社大学法科大学院教授
青 木 孝	弁護士
池 田 陽 子	弁護士
勝 山 勝 弘	弁護士
高見沢 実	横浜国立大学大学院教授
橋 本 宏 子	神奈川大学教授
早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学法科大学院教授

(は会長、 は会長職務代理者)

審 議 の 経 過

回	開催日	審 査 内 容
第300回審査会	平成21年11月26日	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問内容の説明・ 答申案の内容検討

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

平成12年2月25日
条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条 第4条)

第2章 行政文書の開示(第5条 第21条)

第3章 横浜市情報公開・個人情報保護審査会(第22条 第28条)

第4章 情報公開の総合的推進(第29条 第32条)

第5章 雑則(第33条 第36条)

附則

地方公共団体の自主性及び自立性が高まる中で、市民が市の諸活動に関心を持ち、市民の市政への参加を促進することにより、日本国憲法の保障する地方自治を更に発展させることが求められている。また、市政の運営に当たっては、市民の知る権利を尊重し、市民の市政への理解と信頼を増進させることが重要となる。

そこで、横浜市は、市民が市政に関する情報を得られるようその保有する情報の公開を一層進めていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって横浜市(以下「市」という。)が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、議長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会、規則で定める市の機関並びに市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員(市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 規則で定める市の機関等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の定めるところにより、当該実施機関の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求を行うとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文

書の開示を請求することができる。

(開示請求の手續)

第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

- (1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)又は横浜市会会議規則(昭和43年5月横浜市会規則第1号)第100条の定めるところにより、公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの
- (6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(行政文書の一部開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第2項第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(行政文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第11条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(理由付記等)

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定により開示請求に係る行政文書の一部を開示しないとき、又は同条第2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、同項の行政文書に係る決定の日から1年以内に、その全部又

は一部を開示できることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第10条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2項第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定を行うときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第16条 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴、閲覧又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付その他の電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 前項の視聴又は閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

3 開示決定に基づき行政文書の開示を受けたものは、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、規則で定めるところにより、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合において、実施機関は、正当な理由があるときは、当該申出を拒むことができる。

(他の法令等との調整)

第17条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。

4 行政文書に記録されている自己を本人とする保有個人情報（横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。）について、本人から開示請求があったときは、個人情報保護条例によるもの

とし、この条例は、適用しない。

(開示手数料等)

第18条 この条例に基づく行政文書の開示については、手数料を徴収しない。

2 第16条第1項の規定により写しの交付を受けるものは、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問等)

第19条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした処分庁又は審査庁(以下「諮問庁」という。)は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 諮問庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立て及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第3章 横浜市情報公開・個人情報保護審査会

(横浜市情報公開・個人情報保護審査会の設置等)

第22条 第19条及び個人情報保護条例第53条の規定による諮問並びに情報公開に関する事項についての実施機関の諮問に応じて調査審議するため、横浜市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開に関する重要な事項について審議し、実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、市長が任命する委員9人以内をもって組織する。

4 審査会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 審査会の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(部会)

第23条 審査会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、不服申立てに係る事件及び情報公開に関する事項について調査審議させることができる。

(審査会の調査権限)

第24条 審査会(前条の規定により部会に調査審議させる場合にあつては、部会。以下この条から第26条までにおいて同じ。)は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第25条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

2 審査会は、前項の規定により不服申立人等から意見書又は資料が提出された場合には、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

（提出資料の閲覧等）

第26条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

（答申の内容の公表等）

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するとともに、第19条及び個人情報保護条例第53条の規定による諮問に対する答申にあっては、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。

（規則への委任）

第28条 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 情報公開の総合的推進

（情報公開の総合的推進）

第29条 市（市が設立した地方独立行政法人を含む。次条において同じ。）は、この条例に定める行政文書の開示のほか、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（情報提供等の拡充）

第30条 市は、市民生活の利便の向上に資すると認められる行政資料等を積極的に収集し、及び適正に保管して、当該行政資料等を市民の利用に供することができるよう努めるものとする。

2 市は、市政に関する情報を市民に的確に提供できるよう、情報提供施策及び情報公表施策の拡充に努めるものとする。

（会議の公開）

第31条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 他の法令等に特別の定めがある場合

(2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

（出資法人等の情報公開）

第32条 市が出資その他財政支出等を行う法人（市が設立した地方独立行政法人を除く。）であって、市長が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第5章 雑則

（行政文書の管理）

第33条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、規則等で定めるところにより、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。
 - 3 前項の規則等においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。
(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)
- 第34条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
(運用状況の公表)
- 第35条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。
(委任)
- 第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。
(横浜市公文書の公開等に関する条例の廃止)
 - 2 横浜市公文書の公開等に関する条例(昭和62年12月横浜市条例第52号)は、廃止する。
(経過措置)
 - 3 この条例の施行の際現に行われている前項の規定による廃止前の横浜市公文書の公開等に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定による公文書の公開の請求(旧条例第10条の規定による公文書の閲覧(写しの交付を含む。以下同じ。))の申出を含む。)は、この条例第5条の規定による開示の請求とみなす。
 - 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第7条第1項の規定により公開する旨の決定を行ったが公開を実施していない公文書又は旧条例第10条の閲覧の申出に対し閲覧をさせる旨の回答を行ったが閲覧を実施していない公文書について、施行日以後に公開又は閲覧を実施する場合における手数料については、なお従前の例による。
 - 5 この条例の施行の際現に行われている旧条例第15条に規定する行政不服審査法による不服申立て(旧条例第13条において準用する旧条例第7条第1項の規定による決定及び旧条例第14条第3項の規定による訂正に係るものを除く。)は、この条例第19条第1項に規定する同法による不服申立てとみなす。
 - 6 施行日前に旧条例第7条第1項の規定により決定を行った公文書に係る行政不服審査法による不服申立てについては、旧条例第9条の規定に基づき、その決定又は裁決を行うものとする。
 - 7 第3項から前項までに規定するもののほか、施行日前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為(審査会の委員の任命を除く。)は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当する規定によってしたものとみなす。

附 則(平成12年3月条例第36号)

- (施行期日)
- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 議長が保有する行政文書については、この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得したものについて適用する。

附 則(平成15年2月条例第7号)

- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項及び第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の行政文書の開示請求について適用し、同日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

附 則(平成17年2月条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例第22条第3項の規定に基づき新たに任命される横浜市情報公開・個人情報保護審査会の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成18年6月30日までとする。

附 則(平成19年9月条例第45号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。